地域福祉計画の目指す支え合いの仕組み

【５年間後の目標像】

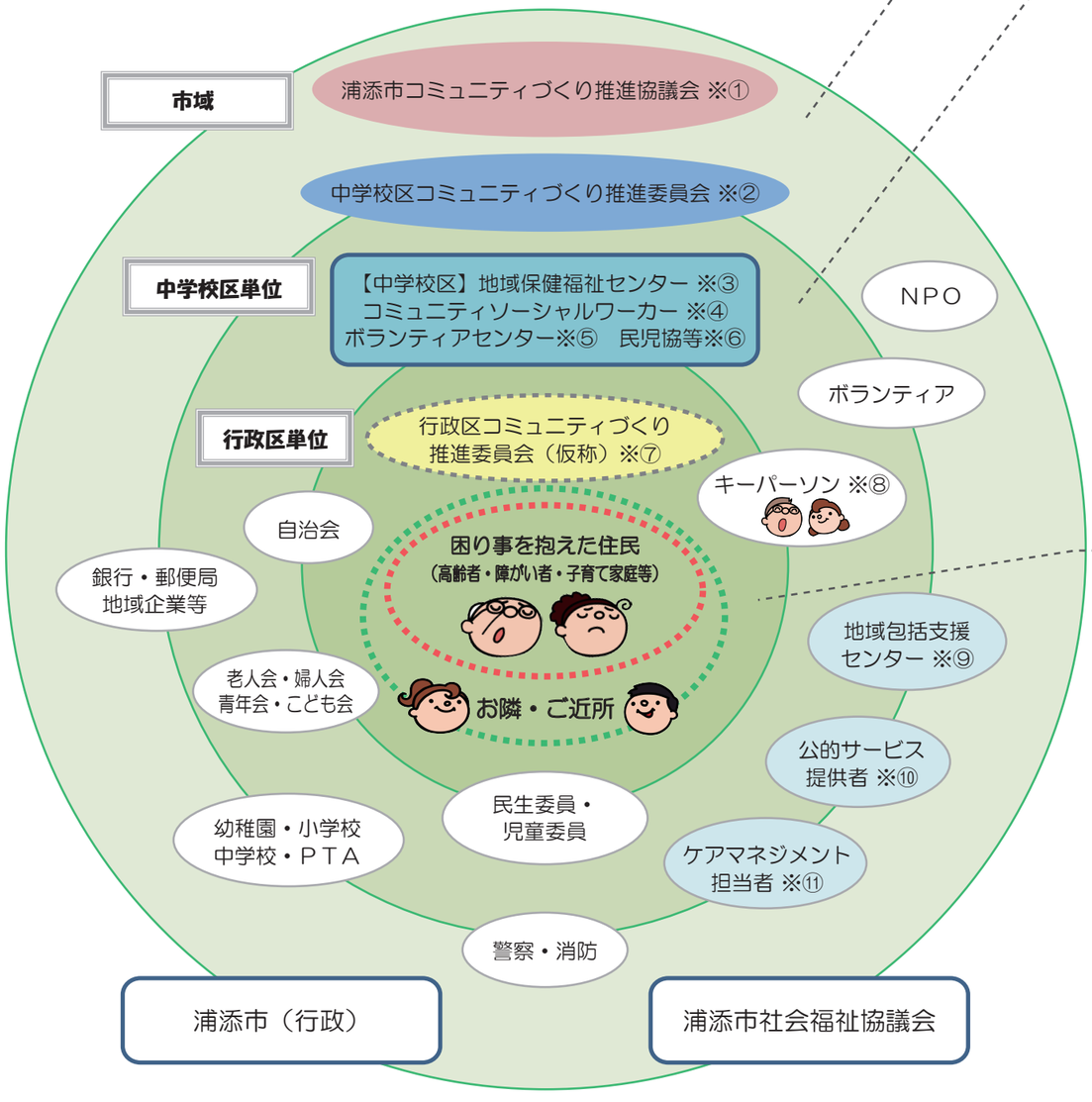

市域

①【浦添市コミュニティづくり推進協議会】
浦添市における福祉・保健・医療・教育を中心としたコミュニティづくりの推進及び「中学校区コミュニティづくり推進委員会」の運営等について協議していきます。

中学校区単位

②【中学校区コミュニティづくり推進委員会】
地域保健福祉センターに活動拠点を置き、センターの運営のあり方を検討します。また、地域保健福祉センターでの掘り起しを踏まえ、地域特性等に応じた支援の検討・調整を行います。

③【地域保健福祉センター】
中学校区ごとに、既存の公的施設を活用して設置されます。コミュニティソーシャルワーカーが常駐するほか、民児協、ボランティア情報等の拠点となります。

④【コミュニティソーシャルワーカー】
中学校区コミュニティづくり推進委員会の支援や、ケアマネジメント担当者間の調整・情報交換の仲介、センターに寄せられた市民の相談・要望等に、関係機関と連携しつつ対応します。

⑤【ボランティアセンター】
市民が集い、ボランティアしたい人・必要な人の情報が集積し、得られる場所。行政区の枠を越えたボランティアや、地域の人的つながりのきっかけづくりに関して、コミュニティソーシャルワーカーや民児協などが対応します。なお、ボランティアセンターは、各地域保健福祉センターに現在設置されているボランティアセンターを指しています。

⑥【民児協】
地域と関わりの深い単位民児協の詰所を地域保健福祉センターに置きます。

行政区単位※

⑦【行政区コミュニティづくり推進委員会（仮称）】
地域のさまざまな団体等による組織化を促進し、地域で必要とされる支えあい活動に組織的に取り組んだり、地域の福祉に関する意識づくりをすすめる活動を行います。

⑧【キーパーソン】
地域福祉活動で重要な役割をもつ、民生委員・児童委員など、地域のインフォーマルサービスを調整する地域住民です。

※行政区とは：浦添市では「自治会の範囲＝行政区」として設定しています。てだこ・結プランでは、支え合い活動を展開するための基本となる圏域として“行政区”を位置づけており、自治会加入・未加入を問わず、地域に暮らす住民同士がお互いに支え合っていくことができる仕組みの構築をめざしています。

事業所等

⑨【地域包括支援センター】
中学校区の地域保健福祉センターで対処できない住民への支援について地域保健福祉センターとの連携のもと対応を行います。なお、高齢者の支援だけでなく、地域住民など幅広い対象者の支援も行えるよう、機能充実を進めます。

⑩【公的サービス提供者】
介護保険制度や自立支援制度のサービス事業所・保育所・在宅支援診療所等のことで、公的サービスを提供します。

⑪【ケアマネジメント担当者】
介護支援専門員・生活保護ケースワーカー・障害者ケアマネジメント従事者や浦添市社会福祉協議会および行政等の各種相談員、保健師など。支援の必要な市民に対して、公的サービス、インフォーマルサービスを一体的に調整し、コミュニティソーシャルワークの一翼を担います。